

### 補助対象者について

(Q1)	県外で事業を実施するのは可能ですか？
(A1)	実証の準備は県外でも差支えありませんが、実証は県内で実施してください。 また、外注費及び共同事業体以外への事業者等への委託費の合計額を補助金額の2分の1未満にする必要があります。 ただし、県内で実証不可能である場合には、別途ご相談ください。
(Q2)	過去にも公社の補助金を受けた企業は対象になりますか？
(A2)	過去に補助対象となった事業と異なる事業であれば対象になります。 ※詳しくは、お問い合わせください。

### 補助対象事業について

(Q3)	先端デジタル技術を活用した新たな製品・サービスの開発は補助対象事業になりますか？
(A3)	新たな製品・サービスの開発は補助対象になりません。実証準備、実証及び実証に向けた試作品の改良に関する経費のみが補助対象になります。
(Q4)	経費の期間はいつからいつまでが対象となりますか？
(A4)	見積から支払完了までを交付決定日から令和4年2月28日の期間内に行っている経費が対象となります。 ※見積書については、交付決定日以降までの有効期限の記載があるものは対象とします。

### 補助対象経費について

(Q5)	実証労務費単価の算出根拠となる「給料及び賞与等」には、どのようなものを含められますか？
(A5)	基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができますが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として助成されているものは含めることができません。
(Q6)	実証労務費単価の算出根拠となる「年間総労働時間」は、別途契約書があれば何時間でも問題ありませんか？
(A6)	就業規則上の就業時間外の労働時間は含めることはできません。
(Q7)	同一の者が経営する別会社に委託することは可能ですか？
(A7)	別会社であれば可能です。ただし、同一の者が経営する別会社が共同事業体構成員でない場合は、委託費の合計額は補助金額の2分の1未満にする必要があります。
(Q8)	実証準備に必要な機械装置等を国外から購入、又は国外に製造委託した場合は対象になりますか？
(A8)	見積書や納品書、契約書などの関係書類により金額が確認できれば、国外からの購入や国外への製造委託も対象となります。

## 令和3年度埼玉県社会課題解決型先端デジタル技術実証・実装支援補助金 Q & A

(Q9)	大学や公的研究機関に技術指導をお願いした場合は、技術指導費に該当しますか？
(A9)	該当します。その際、契約書など内容が確認できる書類の添付及び技術指導報告書の提出が必要です。
(Q10)	パソコンなど、汎用性の高い機器の購入は対象になりませんか？
(A10)	事務処理等の他の用途にも使われるパソコンは対象外です。ただし、実証及び実証に向けた改良にのみ使うと認められる場合は対象となります。
(Q11)	経費額は税抜きですか？
(A11)	税抜きの金額です。なお、振込手数料も補助対象外になります。
(Q12)	先行して実施した実証に係る費用も対象になりますか？
(A12)	補助金の交付決定後に実施した実証のみ対象となります。
(Q13)	クラウドサービスやリース、通信料など月払い契約は、対象になりますか。
(A13)	交付決定日以降に契約し、令和4年2月28日までに支払った費用が対象となります。
(Q14)	委託費と外注費の違いは？
(A14)	<b>委託費</b> 自社内で対応不可能な実証又は実証準備用務の一部について、外部の事業者へ委託する際の費用。 <b>外注費</b> 実証準備のために導入する機械装置の設計や、試作品性能を確認するための分析等を外部の事業者へ依頼する際の費用。

### 事業計画書について

(Q15)	経費を算出する際に、見積書を添付する必要はありますか？
(A15)	経費の妥当性がわかる書類（見積書、金額が記載されたパンフ、HPのプリント等）を提出してください。
(Q16)	1社で複数の事業計画書を提出できますか？
(A16)	事業計画書は、1社につき1件としてください。

### 他の補助金等との併用について

(Q17)	他（商工会等）の補助事業との重複は可能ですか？
(A17)	同一内容の実証事業については重複できません。経理書類は、この補助金のもののみで揃えてください。

その他

(Q18)	採択後、事業を実施して行く途中で経費が変更になることは認められませんか？
(A18)	金額が大きく変更になる場合は事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出していただきます。
(Q19)	機械装置・備品を購入した場合、所有権は県又は公社となり、後日、買い取る形を取るのですか？
(A19)	所有権は申請者が持つこととなります。ただし、購入後はカタログ、仕様書等も5年間は保管する必要があります。また、固定資産台帳に記帳してください。
(Q20)	実証用に導入した機械装置等を、補助事業終了後の製品・サービスの改良等に使用しても問題ないですか。
(A20)	<p>原則として事業完了後5年間の処分（転用、譲渡、取壊し、廃棄等）制限がありますが、次の改良等は差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象となった事業の目的を達成するために必要な機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合。</li> <li>・ 補助事業等の成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発又は当該補助金等の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発に使用する場合。</li> </ul>
(Q21)	今後（来年度以降）も事業を実施していきますか？
(A21)	現段階では未定です。